○東北地方整備局告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年七月三十日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　岩手県、盛岡市及び矢巾町

第２　事業の種類　一級河川北上川水系簗川ダム建設工事

第３　起業地

１ 収用の部分　岩手県盛岡市川目第１地割及び川目第２地割、簗川第６地割及び簗川第７地割、根田茂第５地割、根田茂第６地割、根田茂第７地割及び根田茂第８地割地内

２ 使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県盛岡市川目地内、簗川地内及び根田茂地内に施行する「一級河川北上川水系簗川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。また、河川法第17条第１項に定める兼用工作物として、河川管理者である岩手県と、水道事業者である盛岡市及び矢巾町との協議に基づいた共同事業として施行するものであり、法第３条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件事業は同法第９条第２項に基づく指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされているこ

となどから、岩手県は本件事業を施行する充分な意志と能力を有すると認められる。

また、盛岡市及び矢巾町は、水道法に定める認可を受けている水道事業者であることなどから、本件事業については、盛岡市及び矢巾町も施行する充分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川北上川水系簗川（以下「簗川」という。）は、その源を岩手県盛岡市（以下「盛岡市」という。）東端の岩神山に発し、一般国道106号と並行しながら山間部を西流し、途中、一級河川北上川水系根田茂川（以下「根田茂川」という。）を合流しながら流下して、一級河川北上川本川（以下、単に「北上川」という。）と合流する流路延長37.1㎞、流域面積148.3㎢の河川である。

簗川は、古くから農業用のかんがい用水や飲料水の水源として広く利用されているほか、現在は水道用水としても利用され、流域における社会、経済及び文化の基盤をなしている。

簗川流域は、中下流域における河床勾配が1/70～1/190と急で、さらに川幅が狭く蛇行を繰り返しているため、洪水記録や水害史の記録で確認できるだけでも、幾度となく洪水による被害が発生している。なかでも、平成14年７月の台風６号に起因する洪水では、簗川橋付近左岸上流の堤防が崩落し、261世帯に避難指示が出されるとともに、堤防の崩落及び河岸の決壊等による公共土木施設等への甚大な被害をもたらし、その他にも、平成16年９月及び平成19年９月と度々洪水被害が発生している。このように簗川流域では幾度も洪水被害が発生している一方、夏季における度重なる渇水被害に悩まされており、近年では、昭和45年を始め、昭和48年、昭和53年及び平成元年と頻繁に渇水に見舞われ、既得用水の補給や河川環境維持のための水量が安定的に確保出来ない状況となっている。

玉山区を除く盛岡市の水道用水は、すべて一級河川北上川水系を水源とする浄水場系統により配水されているが、このうち、簗川を水源とする沢田浄水場の供給区域（以下「簗川供給区域」という。）では、盛岡南新都市開発整備事業等の推進により水需要が増加しており、これに対応する安定した水道用水の確保が必要とされている。

また、矢巾町の水道用水は、すべて地下水を水源としており、水質悪化や水量の減少により井戸を漸次廃止した経緯等もあり、不安定要素が多い。一方で、住宅開発の進展及び岩手医科大学の移転等により水需要が増加しており、これに対応する安定した水道用水の確保が必要とされている。

北上川水系の治水対策は、平成18年11月に「北上川水系河川整備基本方針」が策定され、これに基づいて平成20年３月に策定された「一級河川北上川水系盛岡東圏域河川整備計画」（以下「整備計画」という。）において、簗川に関し、概ね1

00年に１回程度発生する規模の洪水を対象として、基準地点簗川橋における基本高水のピーク流量を780㎥／秒と定め、このうち440㎥／秒を上流の洪水調節施設等により調節し、計画高水流量を340㎥／秒としている。本件事業は、この洪水調節施設として、簗川の本件事業実施地点における計画高水流量580㎥／秒のうち480㎥／秒を調節することとしている。

一方、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、整備計画では、基準地点簗川橋において概ね1.48㎥／秒の流量を確保することとしている。

さらに、新たな水道水源の確保が求められている簗川供給区域の平成39年度における１日最大給水量34,018㎥／日のうち、4,300㎥／日の流量を本件事業において供給するものとしている。また、同様に、新たな水道水源の確保が求められている矢巾町の平成34年度における１日最大給水量15,180㎥／日のうち、700㎥／日の流量を本件事業において供給するものとしている。

本件事業は、これらに基づき、簗川に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、基準地点簗川橋における概ね100年に１回程度発生する規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、簗川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、今後も増加が予測される簗川供給区域及び矢巾町における水道用水の需要水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全、簗川供給区域及び矢巾町の水道用水の安定的な確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年条例第42号）に基づく環境影響評価の適用対象外の事業であるが、起業者は、任意で岩手県環境影響評価条例等に準じた環境影響評価を実施（平成18年５月公表）しているところ、本件事業による水質（水温、濁水、富栄養化）等への影響については軽微であると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記環境影響評価等によると、本件事業区域内及びその周辺には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のオジロワシ、オオワシ、イヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅰ類のクロシジミ、絶滅危惧ⅠＢ類のカジカ及び絶滅危惧Ⅱ類のテングコウモリ等の生息が確認されたが、主要な生息環境が事業区域外に広く残存すること、

代替環境の整備及び継続的なモニタリング等により、影響は軽微又は低減できるものと評価されていることから、起業者はこれらの適切な保全措置を講ずるものとしている。

一方、植物については、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のタチハコベ及びクマガイソウ等が確認されているが、個体の移植や継続的なモニタリング等により、影響は軽微又は低減できるものとして評価されていることから、起業者はこれらの適切な保全措置を講ずるものとしている。

なお、本件事業区域内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、起業者は、岩手県教育委員会及び盛岡市教育委員会との協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、簗川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的として、堤高77.2m、総貯水容量19,100,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は⑴で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量及び水道用水の需要水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、地形及び地質的な条件、ダム背後に十分な貯水容量の確保が図れる位置として、簗川と北上川との合流点から約12.4㎞上流地点とする申請案、約9.2㎞上流地点とする案、約5.2㎞上流地点とする案について比較検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、堤高が高くなるものの水没家屋が少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、簗川流域では幾度も洪水被害が発生していること、夏季に度重なる渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境

等に大きな影響を及ぼしていること、簗川供給区域及び矢巾町では今後も水需要が増加すると予測され、水道水源が不足すると見込まれていることなどから、簗川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、盛岡市長等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県盛岡市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　岩手県盛岡市川目第１地割及び根田茂第８地割地内